

水洗化により快適な生活を

子育て世帯の下水道接続費用を補助

民間住宅リフォーム支援事業がリニューアルされ、内容が充実しました。新たに子育て応援下水道加入促進事業が追加されましたので、この機会に下水道接続をご検討ください。

▶補助金名 安全安心住まいづくり事業費補助金(子育て応援下水道加入促進事業)

▶対象者 同一世帯で18歳未満の子どもを扶養する方で、市内に住所があり市税などの滞納がない方

▶補助金額 対象工事費の2分の1(上限30万円)

▶対象住宅

- ①市内の一戸建ての住宅
②自己所有(配偶者、親または子を含む)であって、現に居住しているもの

▶対象地域 下水道および農業集落排水の供用開始区域

▶対象となる工事

- ①対象工事費が10万円以上(消費税含む)
②市内の業者が施工する工事
③下水道接続工事(トイレの水洗化含む)、便槽・浄化槽撤去工事(汲取・洗浄・消毒費用含む)など

▶対象とならない工事

- ①ユニットバス設置などの下水道接続に関係のない内外装工事
②新築工事または既存住宅の全解体を伴う改築工事
③交付決定前に着手した工事

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

ホームページはこちら



上下水道課 管理班 ☎ 30-0275
都市整備課 建築住宅班 ☎ 30-0266

パラリンピックを盛り上げよう

応援パネルの展示

東京2020パラリンピックの採火式が8月12日(日)に大湯ストーンサークル館で行なわれます。採火式に合わせ、秋田県立比内支援学校かづの校の生徒が製作した作品を、市内各施設で展示します。

貼り絵で製作したりんごレンジャーが描かれたパネルや縄文式土器をぜひご覧ください。

▶展示期間 8月24日(日)～9月5日(日)

▶展示場所 大湯ストーンサークル館
各市民センター



福祉総務課 地域福祉班 ☎ 30-0647

火気の取り扱いにご注意ください

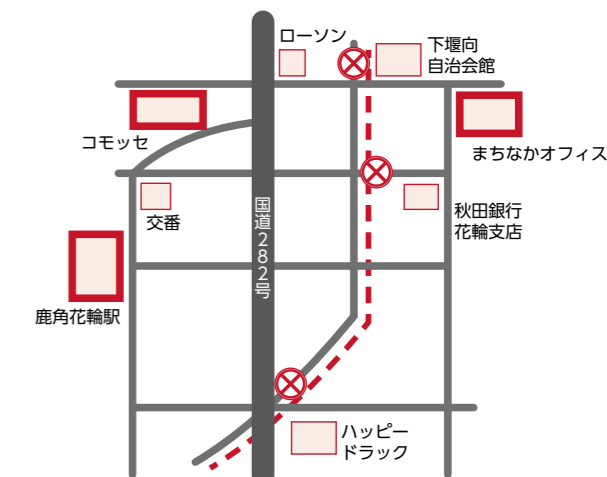
花輪大堰改修工事に伴う交通規制

花輪大堰改修工事のため、花輪地区の市道が一部通行止めとなります。

また、工事中は花輪大堰の流量を少なくするため、火気の取り扱いにご注意ください。

▶交通規制期間 9月1日(日)～11月30日(日)

※工事の状況により変更となる場合があります。



農地林務課 農地整備班 ☎ 30-0246
鹿角地域振興局 農村整備課 ☎ 23-2243

コミュニティ助成事業

宝くじ助成で備品を整備

コミュニティ助成事業を活用し、花輪の上台自治会がテーブルやイス、プリンターなどの備品を整備しました。購入した備品で自治会活動がより活発になることが期待されます。

整備した備品



コミュニティ助成事業とは

一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進および活力ある地域づくりに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に役立てるための事業です。

※助成事業の活用はお問い合わせください。

生活環境課 コミュニティ推進班 ☎ 30-0202

住宅にお困りの方へ

市営住宅の入居者を募集

市営住宅の入居者を募集します。申込者が多数の場合は、抽選により入居者を決定します。詳しくは募集案内をご覧ください。

▶入居要件 住宅に困っていること、市税の滞納が無いことなど

▶募集期間 8月2日(月)～8月16日(日)

▶受付時間 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

※都市整備課建築住宅班および各支所に募集案内と申込書を備え付けています。

▶抽選日 8月31日(日) (予定)

都市整備課 建築住宅班 ☎ 30-0266



悩み事をご相談ください

人権擁護委員の委嘱

人権擁護委員として瀬川悦子さんと関真澄さんが再任され、新たに木村智子さんと奈良明子さん、安倍良直さん、岩館裕章さんが任命され、法務大臣からの委嘱状が伝達されました。



人権擁護委員は、不安や悩みのある方の相談に応じたり、人権を守るために必要な手続きの助言を行っています。本市には9人の人権擁護委員があり、毎月第2火曜日には行政相談委員とともに総合相談所を開設しています。お気軽にご相談ください。

人権擁護委員
佐々木忠臣さん(八幡平)／安倍良直さん(八幡平)／工藤トモ子さん(尾去沢)／瀬川悦子さん(花輪)／関真澄さん(花輪)／岩館裕章さん(花輪)／沢田正さん(十和田)／木村智子さん(十和田)／奈良明子さん(十和田)

生活環境課 コミュニティ推進班 ☎ 30-0202

農地利用の総点検

農地パトロール(利用状況調査)

農地の利用促進につなげるため、遊休農地の実態把握、違反転用の発見、農地利用状況の確認を行います。

現在耕作していない農地がある方は、草刈・耕起を行うなど、適正な管理をお願いします。

なお、遊休農地が確認されましたら、今後の利用意向に関する調査票を送付しますので、回答をお願いします。

▶実施期間 8月23日(月)～9月30日(日)

▶対象地 市内全ての農地

▶調査方法 農業委員、農地利用最適化推進委員が巡回します。

※農地内に立ち入ることやお話をおうかがいすることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農業委員会事務局(農業総合支援センター内) ☎ 30-0283